

Progress Payment取扱いに関する覚書

_____ (以下「甲」という。)は、株式会社ジャックス (以下「ジャックス」という。)と株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン (以下「E A J」という。)が締結したProgress Paymentに関する基本契約書の趣旨をよく理解し、E A Jに対し、「E A J登録工務店約款」に定める本件サービスに関する「新規登録申請書」(以下「申請書」という。)を差し入れ、締結した登録事業者として、その円滑なる運営推進を図るため、下記内容を承認の上、ジャックスに対し、本覚書を差し入れる。

第1条 (総則)

甲及びジャックスとE A Jは、Progress Paymentの趣旨をよく理解し、同制度の円滑なる運営推進を図るため、緊密なる連携を保ち相互に協力する。

第2条 (目的)

Progress Payment (以下「本制度」という。)とは、E A Jが提供する建物完成・引渡サポートサービス使用契約を利用して、甲がその顧客 (以下「施主」という。)と建築工事請負契約を締結するに当たり、E A Jが当該施主に対し当該建築工事の完成保証をすることを内容とする「工事請負契約書」を甲・施主間で締結することにより、施主がE A Jに対して負担する請負代金債務を施主の委託により、施主が金融機関から融資を受ける住宅ローン債権額の範囲内において、ジャックスがE A Jに立替払いし、E A Jを通して当該施主から当該立替代金の返済を受けることを目的とする制度である。甲は、本制度の目的を十分に理解し、その利用にあたっては、施主との建築工事請負契約の当事者として誠意を持って対応する。

第3条 (取扱対象金額)

本制度による取扱対象金額 (以下「所要資金」という。)は、甲・施主間の「工事請負契約書」に記載された請負代金額のうち、施主が金融機関から融資を受けることが決定した住宅ローン債権額の範囲内とする。

第4条 (申込受付)

甲は、施主から本制度の利用の申出を受けた場合は、必要事項を記入したジャックス所定の「Progress Payment 申込書」と、添付書類 (「工事請負契約書」(写)、「住宅ローン保証決定通知書」(写)及び「住宅ローン代理受領委任状」(写)又は「住宅ローンおよび保証委託に関する確認事項」(写))をE A Jに提出して、ProgressPaymentの利用を申込ものとする。

第5条 (諾否の決定及び通知)

ジャックスは、前条の申込みをE A Jを通じて受けたときは、速やかに立替払いの諾否を決定し、別途定める「審査結果報告書」をFAXする方法で、その結果をE A Jに通知する。この場合、甲は、E A Jより受けた結果について、直ちに施主に通知するものとする。

第6条 (立替払契約の成立及び契約書の作成提出)

ジャックス・施主間の立替払契約は、ジャックスがE A Jに対し「審査結果報告書」をFAXする方法で、承諾の通知をした時に成立するものとする。この場合、甲は、E A J所定の「建物完成・引渡サポートサービス使用契約書」(以下「契約書」という。)の必要事項の記入を点検し施主の署名捺印があることを確認の上、遅滞なくこれらをE A Jに提出するものとする。

第7条 (申込みの取消し)

- (1) 甲は、第4条に定める申込手続を行った後にこれを取消す必要が生じた場合は、速やかに、理由を付した「キャンセル兼支払変更連絡書」をE A Jを経由してジャックスに提出するものとする。
- (2) 前項の場合、甲は、所定の取消手数料を負担するものとする。
- (3) ジャックスの立替払実行日以降においては、第1項の取消しは出来ないものとする。
- (4) ジャックスがE A J宛に審査結果を通知した日から60日を経過したにもかかわらず、甲がE A Jを通じて、ジャックス宛に「約款同意書兼使用申込書」の提出をしない場合、甲は、ジャックスが第4条に基づく申込みを取り消したものと見なすことに異議を述べないものとする。

第8条 (手数料の負担)

甲は、E A Jとの間で取り交わした「建物完成・引渡サポートサービス使用契約書」を遵守し、E A Jに対し各種手数料を負担するものとする。

第9条 (通知)

- (1) 甲は、施主の信用状態及びその変化について知り得た情報をE A Jを通じてジャックスに通知するものとする。
- (2) 甲は、商号 (屋号)、代表者、所在地 (営業場所)等を変更する場合は、遅滞なくE A Jを経由してジャックスに届け出るものとし、届出を怠ったためジャックス又はE A Jからの通知その他の送付書類が到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものと見なされることに異議を述べないものとする。

第10条 (有効期間)

本覚書の有効期間は、本覚書差入れの日から1年とし、期間満了1ヶ月前までに甲からE A Jに対し登録事業者としての更新を申し入れ、更新審査に合格したときは、引続き1年有効とし、以降この例による。ただし、有効期間中といえども、ジャックス、E A J間の「Progress Paymentに関する基本契約」が終了したとき、又は甲において信用事故及び本制度への著しい違背が生じたときは、何ら通知催告することなく、本覚書を解除されても異議ないものとする。

平成 年 月 日

E A J登録事業者

住 所

事業者名

代表者名

